

平成26年2月定例会 総務委員会（事前）

平成26年2月12日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

藤田元治委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

去る10日の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、平成25年度補正予算を含む5議案については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、御報告いたしておきます。

次に、委員の派遣について、御報告いたします。

さきの委員会以降、4名の委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、大西委員が1月9日から2日間、長崎県及び佐賀県を訪問し、文化振興対策及び行政の経営管理について、森本委員が1月30日から2日間、警察庁等を訪問し、警察職員の心身の故障による休業の実態とその対策等について、喜多委員が2月6日に東京都で開催されたシンポジウム「パブリック・ガバナンス改革の現場」に出席し、財政健全化に対する地方自治体の取組について、木南委員が2月6日から2日間、徳島ヴォルティスのJ1昇格に伴い、アルビレックス新潟を訪問し、J1チーム運営企業の経営状況等について調査するものであります。

いずれも内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の2月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計予算
- 議案第62号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 議案第74号 訴えの提起について
- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

な し

児嶋警察本部長

最近の治安情勢と県警察が取り組む本年の主要施策について、御報告いたします。

はじめに、県内の治安情勢等について御説明いたします。

昨年の刑法犯認知件数は5,818件で、10年連続して減少し、戦後最多であった平成15年当時と比べて半数以下に減少しましたが、高齢者を中心に特殊詐欺の被害が増加し、被害額は約5億4,000万円と過去最悪となるなど、予断を許さない情勢にあります。

また、交通事故につきましては、発生件数、負傷者数ともに9年連続で減少したものの、死者数は49人に上り、一昨年に比べて大幅に増加したところであり、更なる対策が必要と認識しております。

さらに、南海トラフ巨大地震につきましては、30年以内に70%程度の確率で発生すると政府が先般公表したところであり、発生した場合に迅速・的確な初動対応がとれるよう十分な備えをしておかなければならないと考えております。

このような情勢の下、県警察では、本年の運営指針を「安全安心を誇れる徳島県の実現」と定め、更なる治安の強化に取り組むこととしております。

運営重点5項目について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止であります。

街頭犯罪や声掛け、つきまといなどの身近な犯罪につきましては、発生状況や不審者情報をきめ細かく分析し、重点的なパトロール活動や被害防止啓発のための情報発信を強化するとともに、地域住民等による自主防犯活動を促進するなど、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進してまいります。

被害が増加している特殊詐欺につきましては、ATM周辺や窓口における声掛けなど、金融機関等と連携した水際対策や被害者となりやすい高齢者等の心に届く効果的な情報発信を行うとともに、犯罪利用口座の凍結や関係被疑者の検挙を徹底することにより、被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案につきましては、事態が急展開して生命に関わる重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、この種の相談を受理したときは、初期段階から最悪の事態を想定し、相談者等の身の安全を確保した上で警告や逮捕に向けた措置を講じてまいります。

また、昨年、徳島ヴォルティスがJ1に昇格するという、徳島県にとって明るい出来事がありました。ホームゲームでの観客等の増加が予想されることから、県知事部局をはじめ、関係機関、団体と連携し、各種対策を進めてまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

昨年中は、阿南市内における殺人事件、名西郡石井町内における強盗致傷事件など、41件の重要犯罪を認知し、うち36件を検挙いたしました。

本年も犯罪が発生した際は、迅速、的確な初動捜査を展開し、防犯カメラ画像など、確

実な証拠収集活動を行うとともに、DNA型鑑定等の科学技術を最大限活用し、事件の早期解決を図ってまいります。

また、構造的不正に対する取組では、昨年、町長などによる官製談合防止法違反事件等を検挙したところであり、本年も情報収集活動を強化するとともに、各種の刑罰法令を多角的に適用して、その摘発に努めてまいります。

暴力団対策では、組織の構成員の検挙はもとより、有力な資金源となっている共生者や関係企業等の検挙を徹底するとともに、関係機関、団体と連携し、各業界や取引からの排除など、暴力団組織の壊滅に向けた総合的な対策を推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止であります。

昨年発生した交通死亡事故の特徴は、高齢者が全死者数の約7割を占めていることや、約半数が夜間の事故であることなどが挙げられます。

これらの特徴を踏まえ、関係機関、団体等との連携を一層強化し、高齢者の心に届く情報発信や交通安全教育、交通安全施設の整備、効果的な運転者講習などを実施するとともに、飲酒運転や横断歩行者妨害等重大事故に直結する悪質かつ危険性の高い違反に重点を指向した指導取締り等各種対策を推進してまいります。

第4は、災害、テロ等緊急事態への対処の強化であります。

東日本大震災の発生からまもなく3年が経過しますが、被災地における治安の確保は復興の礎であることから、警察官の特別派遣等につきましては、要請があれば、引き続き可能な限り協力してまいります。

また、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震に対しては、迅速かつ的確な初動対応がとれるよう、災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築、拠点整備を推進するとともに、最新の被害想定を勘案し、初動対応や装備資機材の習熟等の訓練、自治体や関係機関と連携した避難誘導訓練等を反復実施してまいります。

また、5月に開催予定の第25回全国みどりの愛護のつどい徳島大会におきましては、県知事部局をはじめとする関係機関、団体との連携を更に強化し、組織を挙げて警衛警備に万全を期す所存であります。

第5は、事態対処能力と警察組織基盤の強化であります。

変化する治安情勢に的確に対応するため、現場を第一に考え、組織体制、運営のあり方を不断に見直すなど、組織基盤の強化を図ってまいります。

特に、本年は増加する高齢者の特殊詐欺被害や交通死亡事故の抑止など、県民の皆様の安全・安心に資する効果的な情報発信と、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備える警察活動の拠点整備という二つの機能を中心に強化を図ることとしております。

また、第一線で勤務する職員が、それぞれの任務に邁進することができるよう、業務の合理化、効率化の徹底、業務指導やフォローアップなどの強化、若手警察官の早期戦力化、そして、女性の視点を一層反映した運営など、警察機能の最大限の発揮に向けた取組を推進してまいります。

4月には、県西部4警察署の統合により県下13署体制となりますが、県警察として準備

に万全を期すとともに、統合後、地域住民の方々から警察署が統合されて良かったと言っ
ていただけるよう、治安の維持、向上に全力を尽くしてまいります。

以上、県警察が取り組む本年の主要施策について、御説明いたしました。

厳しい治安情勢の下、組織の総力を挙げ、安全安心を誇れる徳島県の実現を目指し、努
力してまいります。

委員各位におかれましては、今後とも県警察に対する御指導のほど、よろしくお願い申
し上げます。

久次米警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料に基づきまして、平成26年
度当初予算（案）について、御説明申し上げます。

説明資料の4ページをお開きください。

平成26年度警察本部当初予算額は225億86万7,000円で、前年度当初予算額と比較して
4億8,764万8,000円、率にして2.2%の増額となっております。

次に、5ページをお開きください。

今申し上げます当初予算案について、事項ごとに御説明いたします。

まず、公安委員会費として、1,555万円を計上しています。

この内訳は、公安委員3名の報酬が621万5,000円、公安委員会の運営及び風俗営業関
係等の許可事務に要する経費が933万5,000円です。

次に、警察本部費として、178億1,431万5,000円を計上しています。

この内訳は、警察職員の給与費158億8,230万2,000円のほか、警察施設の光熱水費等、
維持管理に要する経費などで、19億3,201万3,000円を計上しています。

次に、警察施設費として、12億8,932万3,000円を計上しています。

この内訳は、交番・駐在所等整備事業費として、駐在所2か所の整備経費などで9,017
万4,000円、警察署整備事業費として、警察本部の防災機能の強化、石井、美馬警察署庁
舎の耐震改修経費などで10億9,164万円、警察職員宿舍整備事業費として、老朽化した職
員宿舍の解体経費などで1億750万9,000円をそれぞれ計上しています。

次に、運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経
費などで6億50万3,000円を計上しています。

次に、恩給及び退職年金費として、恩給受給者に対する恩給等に要する経費4,337万
2,000円を計上しています。

続きまして、6ページをお開き下さい。

警察活動費として、27億3,780万4,000円を計上しています。

この内訳は、装備品の整備及び運営に要する警察装備費1億9,558万8,000円、交番・
駐在所等の地域活動等に要する一般警察活動費5億2,258万4,000円、犯罪捜査及び犯罪
防止活動等に要する刑事警察費2億9,800万2,000円、交通事件・事故捜査及び交通指導
取締りに要する交通指導取締費2億603万1,000円、交通安全施設整備事業費は、国庫補

助対象事業として、信号機の高度化、エリア対策等に要する経費1億110万8,000円、県単独事業として、交通信号機の整備、道路標識・標示の更新及び交通管制システム高度化更新等に要する経費10億3,265万円、その他、交通安全施設の電気代や維持補修に要する経費3億7,138万8,000円の計15億514万6,000円を計上しています。

最後に、道路交通情報を提供する業務の委託経費として、道路交通情報提供費1,045万3,000円を計上しています。

続きまして、7ページをお開き下さい。

継続費として、警察署整備事業工事請負等契約に係る債務負担行為の議案を提出することとしております。

石井警察署の耐震改修工事につきましては、平成26年度及び平成27年度の2か年で実施することとしておりますが、平成26年度に2か年分の工事契約を締結する都合上、平成27年度の工事経費の限度額2億808万円について、あらかじめ議決を受けようとするものであります。

以上、平成26年度当初予算案等について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

広瀬交通部長

私からは、お手元の総務委員会説明資料の8ページ、その他の議案等の徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。

条例改正を行う理由として3点ございまして、一つ目として、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることに伴い、放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習等に係る手数料の額を改める必要があるためです。

二つ目としまして、道路の使用の許可の申請に対する審査及び自動車の保管場所を確保していることの証明の申請に対する審査に係る手数料の額を改める必要があるためです。

三つ目としまして、道路交通法の一部を改正する法律とともに、道路交通法の一部が改正されたことに伴い項ずれが生じたので、所要の整理を行う必要があるためです。

続きまして、改正する内容ですが、理由の一つ目である放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習に係る手数料について、政令の改正に伴い、全国一律に1万9,000円から2万円に引き上げられることとなりました。

理由の二つ目である道路使用許可申請手数料と自動車の保管場所手数料については、いずれも現行は2,000円であり、その根拠は法令の規定によるものでなく、各都道府県がその実情に応じて条例により定めており、審査手続の煩雑化や事務量の増加により経費が増大しているため、このたび改めて積算し、コスト計算しました結果、道路使用許可手数料を2,000円から2,200円、自動車保管場所手数料を2,000円から2,100円に引き上げることといたしました。

理由の三つ目である道路交通法の一部を改正する法律の制定に伴い、同法第89条第2項の規定が同法第89条第3項にずれが生じたため、改正を行うものであります。

最後に施行期日ですが、この条例は平成26年4月1日から施行することといたします。

ただし、三つ目の道路交通法の一部を改正する所要の整理につきましては、法律の施行の日である平成25年6月14日から起算して1年を越えない範囲内において、政令で定める日に実施することとしました。

以上が、条例の内容でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

鹿山首席監察官

私からは2件、議案の説明と専決処分の報告をさせていただきます。

先に訴えの提起についての議案につきまして、説明させていただきます。

お手元の総務委員会説明資料10ページを御覧ください。

この議案は、当方から相手方に対し、交通事故による損害賠償を求めるため、訴えを提起しようとするものでございます。

平成25年5月5日午前10時20分ごろ、国道55号線を阿南市方面から日和佐方面へ交通機動隊の白バイが警ら活動中、海部郡美波町の緩やかな左カーブに差し掛かった際、左前方の路外待避場から国道を横断しようとした普通乗用車が白バイの進路を塞いだため衝突した物損の交通事故が発生しました。この事故によりまして、白バイにはフロントフォークが壊れるなどの損害が生じ、その修理に約170万円を要しました。

この事故で、県警は賠償を求めるべく示談交渉を行ってまいりましたが、相手方は自己の非を認めず、事故発生直後と異なる主張をするなど、話し合いによる解決は無理な状況にあります。しかし、白バイの修理費は回収する必要があるとございます。

以上の事情から、本件につきましては損害賠償の訴えを提起すべきものと判断し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得るため提案するものであります。

何とぞ御理解頂きまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

専決処分の報告は、交通事故1件でございます。

お手元の説明資料11ページを御覧ください。

平成25年9月19日、徳島東警察署員が運転する捜査用車両が後退する際、駐車場に設置されていたポールに衝突した物損事故でございまして、県の賠償金額4万4,100円と決定し、和解いたしました。

なお、専決処分の報告は以上でございますが、2月10日午前3時ごろ、徳島北署管内でミニパトカーによる交通事故が発生しました。現在、調査中のところでございますが、運転手は、一瞬睡魔に襲われたと申し述べております。調査の結果を踏まえて、再発防止を図りたいと思っております。

藤田元治委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

北島委員

ただいま、鹿山首席監察官から事故の御報告を頂きましたが、私が居住しております徳島北署管内での事故ということで、昨日の新聞にも載っていました。パトカーの運転手が事故を起こしてはならないことですが、深夜に近い午前2時50分でございます。

こういった真夜中までパトロールをされているのは大変御苦勞なことですが、こういうことは2度と起こしてはなりません。相手方の運転手やパトカーの運転手、また、同乗者にも怪我はないとの新聞報道でございますが、まずは本件の事故概要について、もう少し詳しくお知らせください。

鹿山首席監察官

事故概要について、御説明させていただきます。

2月10日の月曜日、午前2時50分ごろ、板野郡松茂町笹木野の片側一車線の国道28号線上で事故が発生いたしました。パトカーに乗っていた者ですが、徳島北警察署の、いわゆるミニパトカーと呼ばれている若干小さめのパトカーで、運転手は交番勤務の巡査警察官、助手席には署の地域係の巡査警察官が乗っておりました。相手の車両は、普通貨物自動車です。事故の状況ですが、パトカーが北に向けて進行中、対向車線をはみ出して、南に向かっていた普通貨物車と衝突したといった、一方的にこちらのほうが悪い事故です。パトカーは、車両の右前部、右前を損傷しております。普通貨物車は、車体の右側を擦過している状況です。原因等については、現在調査中ですが、運転していた警察官は、一瞬、睡魔に襲われたと申し述べております。勤務中の緊張感の保持についても調査し、再発防止につなげたいと考えております。

北島委員

勤務中に警察官が居眠りをするということは、あつてはならないと思いますが、日常的に激しい勤務状態が続いていたことも考えられますし、また、業務管理についてもどこかに問題があったのかなど心配するところでもあります。居眠りをすれば、一方的に事故を起こすこともあります。先ほども言いましたが、夜間パトロール等で24時間勤務する警察官に対する健康管理、あるいは勤務管理といったことにつきましても十分配慮していると思いますけれども、本件における運転していた警察官の当日の業務管理が適正であったかどうかという点につきましては、こういった御見解をされているのでしょうか。

鹿山首席監察官

当初、この事故が発生し、一番心配したのが過労運転ではなかろうかということでございました。当日の勤務、また直近の一か月、もしくは今年に入ってから勤務実態を確認してみました。今現在、過労運転ではなかったと考えております。前日の2月9日、事故を起こした運転手は地域警察官で、当務・非番・労休といった勤務形態になっておりまして、前日は労休、いわゆる休曜日になっておりまして。前日の睡眠時間は約8時間、飲酒はしていない状況にあると。また、日頃から健康問題には全く問題ないということで確認しております。当日の勤務ですが、午前8時半から24時間勤務で行います。書類作成とパトロール等で外へ出たりもしておりますが、その間に休憩等も含んでおります。今現在、調査した段階では、過労運転等、勤務形態の部分については心配なかったのではないかと考えております。

北島委員

過労運転を取り締まるのが警察官でございますが、取り締まる側が居眠り運転をするとは、誠に残念な事案でございます。事故の相手方に大変な御迷惑を掛けただけではございません。警察官に対する県民からの信頼を大きく損なってしまったので、こういうことは二度とあってはならないと思います。再発防止につきまして、本部長の御決意を頂きたいと思っております。

児嶋警察本部長

県警としては、このような事案に至った原因をしっかりと調査し、的確な対策を講じることによって、非違事案の絶無に努めてまいりたいと思っております。

北島委員

本部長からの御決意を重く受け止めたいと思っております。2013年中に懲戒処分を受けた警察官、警察職員がいなかったのは、全国で唯一徳島県警だけといった記事が去る2月6日の徳島新聞に掲載されておりましたので、今日は少々エールを送るような質問を考えておりましたが、昨日そういうことがありましたので、大変残念であります。この質問は取りやめます。せっかく全国に誇れる努力を職員全員がされていますので、県警察を挙げて、こういう事案が起こらないように、また、懲戒処分者が出ないように御努力を頂きたいと思っております。

次に、本義会に提出されております手数料条例についてお伺いします。

先ほど御説明がございましたが、駐車監視員の講習手数料につきましては、全国一律であるという説明がございました。一方で、各県独自に手数料が設定できる道路の使用許可と自動車保管場所の申請、つまり車庫証明の手数料について、もう少し詳しく聞きたいと思っております。

まず、道路使用許可につきましては、日々行われております道路工事などの申請が多いと聞いております。また、自動車の保管場所につきましても、徳島県においては車がない

と生活ができないといった車社会でございますので、多分、申請は多いと思うわけでございます。値上げする場合のことでございますので、それぞれにつきまして、今までの実績がどのようになっているのか、また、この条例改正で増額されることによりまして、歳入面にどういう変化があるのか、まずお伺いしたいと思います。

広瀬交通部長

道路使用許可手数料の歳入実績でございますけれども、平成24年度は2,000円を頂いておりますが、申請件数が2万4,473件で、金額が4,894万6,000円。平成25年度の見込額でございますが、件数が2万7,669件、前年に比べてプラス3,196件を見込んでおります。

歳入金額は5,533万8,000円で、前年比プラス639万2,000円を見込んでおります。平成26年度は2,200円に引上げを認めていただきました場合、申請の見込み件数は2万7,400件、前年比でマイナス269件を予想しております。歳入の見込み金額は6,028万円、前年に比べまして、プラス494万2,000円を見込んでおります。次に、自動車保管場所証明手数料でございますが、平成24年度の申請手数料は2,000円でございますが、件数は4万996件、金額は8,199万2,000円でございます。平成25年度の見込額は、件数として3万9,997件、前年比マイナス999件、歳入金額が7,999万4,000円で、前年比マイナス1998万円となります。平成26年度の見込み金額については、2,000円から2,100円に認めていただいた場合、件数は3万7,400件を見込んでおり、前年比に比べてマイナス2,597件、金額は7,854万円で、前年比マイナス145万4,000円となり、道路使用許可手数料については、見込額では増加となりますが、自動車保管場所証明手数料については、申請件数の減少により減額となる見込みでございます。

北島委員

歳入が増えるということは、県の財政にとっては好ましいことではあります。払う側にとりましては、今年4月からの消費税増税の上に、また、手数料も上がるということで、県民の負担が増えるということでございますので、県民の皆さんから御理解頂けるかどうか問題となります。各県ごとに手数料が決められるということでございますが、四国の他3県とか、全国の手数料の平均額との比較がどのようになっているのか、教えていただけますか。

広瀬交通部長

道路使用許可手数料につきましては、最も高いのが東京都で2,700円でございます。最も安いのが、本県を含め、5県でございます。全国の平均額は2,295円ということでございます。四国3県では、香川県が2,300円、愛媛県が2,100円、高知県が2,200円ということで、平均額としては2,200円という状況になります。自動車保管場所手数料につきましては、最も高いのが神奈川県の2,300円、最も安い2,000円は、本県を含めて8県のみでございます。全国の平均額は2,134円。四国3県では、香川県が2,000円、愛媛県が

2,100円、高知県が2,200円、平均額は2,100円ということになります。

北島委員

今、教えていただいた金額というのは、平成25年度の金額ですか。上がる前の金額ですか。

広瀬交通部長

そのとおりでございます。

北島委員

先ほどの御説明の中では、どうして手数料を上げるのかということでした。他県と比較をしていただきますと、徳島県が一番最低ということで、他県に見合うような値上げというのは、ある程度許されると思いますけれども、値上げの理由につきましては、事務手続の複雑化という説明でございました。それぞれの業務内容は恐らく変更ないと思うのですが、複雑化により上げる理由について十分御説明を頂かなければ、県民の方も納得していただけないと思いますので、複雑化した理由を詳しく御説明頂きたいと思います。

広瀬交通部長

道路使用許可に関しましては、交通の安全の円滑に大きな支障を及ぼしますけれども、公益性や慣習の観点から慎重に審査した上で、許可手続を進める必要がございます。その関係で、申請行為が適正であるか否かの書面審査のほか、道路を使用させることが適切か否か、あるいは使用させる場合、どのような使用条件を付すかなど、現場における調査を綿密に実施しているところでございます。特に、最近、道路工事が分割化されまして、工事件数が増加しております。それによりまして、審査する場合、工事事業者間、あるいは工事業者同士の調整や作業に係る条件等の審査が増加しておりますので、そういう点が複雑化しているところでございます。

また、自動車保管場所申請におきましては、最近、軽自動車の増加が顕著となっております。複数台保有している家庭が多くなっておりますことから、管理可能台数の確認を含めまして、新規申請の適否を審査する作業等が増加しているため、一件当たりの調査作業等に時間を要することとなっております。これが大きな理由でございます。

北島委員

詳しく御説明頂きましたので、また付託委員会でも十分審議され、今議会に条例が通りますようお願いいたしまして、終わります。

黒崎委員

今年に入りまして、1月25日でしたか、鳴門わかめの産地偽装ということで、今、鳴門

の業者あるいは関係者のところに捜査が入っていると伺っております。どこまでお尋ねできるかわかりませんが、なぜそうなるのかという疑問が若干ございまして、それにつきまして質問させていただきたいと思います。

県の告発が昨年1月にあったと新聞報道でございました。告発が昨年1月で、今年1月に強制捜査。話を聞いたら、最初の取引では今までにないくらい注文が多かったのに、あの新聞報道があつてからは注文が止まってしまったとのこと。なぜそんなに時間が掛かったのか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

小倉生活安全部長

鳴門わかめの偽装事件について、告発受理後の経緯等に関する御質問でございます。

本件につきましては、平成25年1月28日、徳島県から当該業者に対しますJAS法違反の告発を受理したことによりまして、認知をいたしました。そして、本年1月25日、不正競争防止法違反及びJAS法違反の容疑で強制捜査に着手したところでございます。告発受理後の捜査によりまして、当該業者が鳴門水域のわかめも販売していることが判明いたしましたことなどから、慎重に捜査を進めた結果、約1年を要したというものでございまして、着手時期と収穫の最盛期については、何ら関係はございません。今後、押収した証拠品の分析等の所要の捜査を早急に進めてまいり所存でございます。

黒崎委員

もしかしたら鳴門産と外国産が混ざっているかもしれないので、慎重に捜査を進めてきたということで、若干時間が掛かったという御説明を頂きました。今後、捜査していく上で、同じような業者、関係者、あるいは県の担当部署といったところとの情報交換が一層大切になってくると思うのですが、その辺りはどのようにお考えですか。

小倉生活安全部長

関係機関との連携等についての御質問でございます。

まず、国との連携につきましては、県警察では、平成20年5月に設置されました中国四国農政局が主催します徳島県食品表示監視協議会の構成員となっておりまして、毎年開催されます会合におきまして、意見交換等を行いまして、連携に努めているところでございます。

また、県との連携につきましては、個々具体的な事案に関しまして、情報の共有等を図り、連携しているところでございます。

黒崎委員

鳴門わかめといいますと、恐らくブランドとしては一番最初のものだったと思います。

今回のようなことが二度と繰り返さないために、県警察としては、どのような取締りをされていかれるのか、今後の決意のようなものをお聞かせいただければと思います。

小倉生活安全部長

県警察の取締り等に対する決意に関する質問でございます。

食品の偽装につきましては、不正競争防止法やJAS法の目的に規定されていますように、事業者間の公正な競争等を確保し、国民経済の健全な発展と消費者の利益の保護に寄与するため、取締りを行うことが重要であると認識いたしております。本件につきましても、徳島県の名産品であります鳴門わかめのブランドを著しく傷つけた悪質な事案であると認識いたしております。警察としましては、法と証拠に基づきまして、厳正な捜査を推進することとしております。また、今後とも関係機関との連携や情報収集に努めまして、法令違反があれば法の趣旨にのっとりまして、積極的に所要の捜査を行ってまいり所存でございます。

黒崎委員

これに関しては、徳島県も一層の法整備を国に提言されていますので、県の担当部局と連携を密にして、この際、徹底的に追求していただきたい、膿を全部出し切っていただきたいと思っております。是非ともよろしく願いいたします。

もう一点、説明資料を見ておりましたら、交通死亡事故が減っている中で、高齢者の方の死亡率が増えているということでございます。以前にも報道でもありましたが、全国でもそのような傾向があるようでございます。徳島県の死亡事故の中の高齢者の割合と全国とを比べましたら、徳島県のほうが少し高い。15%ほど高かったように記憶しております。

全国の比率よりも高齢者が多く亡くなっているのは偶然なのか、あるいは、徳島県としての何か傾向があったのか、その辺りをお聞かせいただければと思っております。

広瀬交通部長

昨年の本県の高齢者の死者の割合につきましては、49人中33名で、67.3%ということで、委員御指摘のとおり、全国平均が50%を少し出たところでございますので、本県は15%ほど高いと思っております。その理由でございますけれども、自動車乗車中につきましても高齢者の方の亡くなる率が高いのですが、本県は全国に比べましても免許の保有率が高い状況でございます。高齢者の方も全国に比べて高い。また、公共交通機関が発達していませんので、車を使用する頻度が高いと思っております。そのほか、やはり徳島市周辺に交通量が集中し、過密といいますか、都会に引けをとらないほどの渋滞を呈しますので、その辺の混合、過密した状況というのが高齢者の事故に直結している。さらに、高齢者の占有率といいますか、人口に占める割合も30%近くなっている。これにつきましても、全国に比べて高い状況にあります。このような条件が重なっているのではなかろうかと思っておりますので、これらを踏まえまして、今後、交通死亡事故防止対策に努めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

人口比率で30%を超えていると。当然ながら、全国に比べて高い率になってると。なるほどと納得するところがございますが、やはり高齢者の方というのは運動神経が落ちていきますし、なかなか対応できないところもあると思います。高齢者独特の対処と方法、あるいは講習もされていると書かれておりますので、高齢者に合った講習の仕方を是非ともお願いを申し上げ、質問を終わります。

大西委員

私からは、委員会資料の6ページ、警察活動費の中の交通安全施設整備事業費についてお聞きします。先ほどの説明では、交通管制システムの高度化をするということでしたが、昨年11月、ウィング21で交通管制センターの視察をさせていただきました。皆さんも御覧になっていると思うのですが、県内の路線を電光表示板で大きく表示する交通管制システムの電光表示板を高度化することなのかなと思うのですが、この高度化というのは、具体的にどのように改善していくのか。電光表示板そのものを入れ替えて、全く新しいシステムを取り入れるのか、それとも改善するのか。それから、先ほど説明された高度化というのはどういうことなのか、説明していただきたいと思います。

広瀬交通部長

現在の交通管制システムにつきましては、昭和54年4月から運用開始しているところがございますけれども、機器の老朽化等が進んでおりまして、新しい機器と接続しにくい、そのほか処理能力が遅い、あるいはデータを蓄積できる容量が少ないということがございますので、ハードウェア関係といたしましては、システム機器の一新をしたいと考えております。また、ソフトウェア関係では、新設道路の交通需要に対応できるよう、あと、渋滞状況の認識や旅行時間の算出等も素早く処理ができるようにしたい、そのほか、新たな南海トラフの関係で、地震や津波など、防災にも強いシステムに改善、整備したいと考えております。

大西委員

今のお答えですと、現在の交通管制システムというのは、電光表示板、コンピュータといったものが全部老朽化しているので、新しいものに替えるという話です。昭和54年から非常に長い間使っているのです、素人目から見ても新しい道路、例えば、東環状道路や高速道路などが入っていないのかなと思います。こういうものを改善するに当たり、ハードウェアを全部改善する、交換することとさせていただきます。先ほど、処理能力が遅いということと交換します、あるいは新しいものに替えていきますということですが、交通管制に携わっている皆さん方にとっては、それが変わると確かにすごいと思います。迅速に交通管制システムが動き、担当してる人は良さがわかると思います。交通管制システムを新しくして、ハードも替えることによって、新しい路線などにも対応したり、災害対応にも強

いということで、処理速度も速くなるということですが、私たち一人一人にとってどういうメリットがあるのか少しわかりません。私は、整備に1億円くらい要と思いますが、これだけのお金を掛けて交換して、県民一人一人にとってどんなメリットがあるのか、説明していただきたいと思います。

広瀬交通部長

システムの改善、整備におきまして、信号の制御方法につきまして、現在でも管制システムによりまして、交通量の大小によって信号の赤、青、黄色の時間を変更しておりますけれども、今回のシステムの改善によって処理能力が早くなりますので、より現実の交通実態に応じた信号3色の現示ができるのではなかろうかと、その結果、渋滞も減少することが期待できるのではないかと考えております。そのほか、渋滞状況等の情報をとりまして、ラジオ等、カーナビに渋滞情報、交通情報を提供しておりますが、これにつきましても、より現実の交通状況に応じた渋滞情報を提供できるのではないかと考えております。

大西委員

わかりました。信号の制御方法が変わるということで、信号の時間等を変更して渋滞対策に活用するということですが、具体的にはどちらですか。今まで、私も議員をさせていただいて、管制センターで県内主要な県道の信号の長さを変更できるとは聞いているのですが、あまり変えていないという話も聞きます。ですから、交差点の信号を交通量の大小によって、こういうふうに信号を長くする、東西を長くする、南北を長くするといった計画をしているのはどちらですか。

もう一つ、来年度予算ですけれども、来年度のいつからシステムを変更されるのか。そして、渋滞の長さによって信号の長さを変えるところのことですが、来年度はどこで交差点でされるのか。試行でも構いませんので、教えていただきたいと思います。

藤田元治委員長

小休します。（11時34分）

藤田元治委員長

再開します。（11時34分）

広瀬交通部長

更新時期につきましては、現在のところ確定したものはございませんが、できる限り、平成26年度中の早い時期に更新できるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど委員の指示の中で、ハードの面で情報板を替えるといった認識を持たれていたかと思いますが、当方からの説明不足かもしれませんが、情報板の大きな画面につきましては、現在のところ、全面的な改正、やり換えというのは予定しておりませんの

で、訂正させていただきます。

藤田元治委員長

どこの交差点で実施するのかという質問に対してはいかがですか。

広瀬交通部長

それについても、現在のところ未定でございます。

大西委員

わかりました。交通管制システムが高度化され、より渋滞対策に役立つことを願っております。

次に、悪質かつ危険性の高い違反に重点を指向した指導取締り、交通取締りを推進してまいりますと本部長の説明の中にありました。また、放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習に係る手数料の額を改める条例の改正が出ています。これについては、委託した交通監視員による駐車禁止違反の監視ということになるわけですが、この件に関して簡単に質問させていただきたいと思えます。最近、私も町内会長等からいろいろなお声を聞く場面がありまして、駐車禁止のことについて、今回、一部条例改正で手数料の額も改めるとのことですが、駐車監視員が駐車禁止の取締りをするということについては、5年くらいたったと思えます。今回、手数料の改訂だけでなく、5年ほどたった駐車監視員による駐車禁止の制度について見直してはどうかといった思いがございます。今まで5年間実施して、何か問題点や課題はなかったのか。そして、新たに変わっていく必要はないのか。今現在、駐車禁止に関してガイドラインを作って、駐車監視員が取締りといいますか、監視されているようでございます。そのガイドラインで指定された重点取締りの路線はかなり長い区間でございますが、その路線をずっと取り締まっているとか、重点地域を取り締まっています。場所や路線によっては、駐車違反の多い区間と駐車違反が少ない区間があるようです。このたび、いろいろ御意見を頂いた中には、秋田町の交番の近くというのがありまして、秋田町の筋というのは、秋田町の交番の交差点から次の信号まで夜の店が建ち並んで、昼間は駐車禁止除外です。夜に重点的な取締りをしているということですが、隣の秋田町の交差点の次の信号から南の踏切のない線路までの区間は駐車禁止で、交通量も余りないし、お店もなく、4車線でありますので、そのようなところで厳しい取締りをしなくてもいいのではなかろうか、もっとほかで取締りをするべきだと地元の方もおっしゃっています。そのため、路線ではなく、もっと短く区切って 区間によって決めてもいいのではないかと。それから、学校の周辺などは、朝夕の通学時間帯に駐車違反をされると非常に危険だということで、学校の周辺や通学路といったところについては、逆に朝夕の時間帯に重点取締りをするをしてもいいのではないかと思います。そういうことで、真の交通状況に応じた指定方法を検討してはどうかと。料金の改定だけではなく、こういったガイドラインの見直しも一緒にしたらどうかと思えますが、いかがでしょ

うか。簡潔に答えていただきたいと思います。

広瀬交通部長

駐車監視員の活動上、今までに問題はなかったのかという一つの質問ですが、私の把握する限り、特に問題点はございません。

また、取締り路線の見直しの関係でございますが、この見直しにつきましては、違法駐車の状態や大規模店舗の開店、道路の新設、そのほか地域住民の要望等がございますので、警察署協議会の方にも諮問いたしまして、毎年最低1回、取締り路線・地域がいいのかどうかの見直しをしております。このたび、見直しをいたしまして、地域住民の方、交通実態等を含めまして、南二軒屋の交差点、城南高校あるいは聾学校が移転する関係から、安全性を確保する意味で、今回、その地域を取締り路線・区域として見直しをする予定にしております。

そして、駐車違反の多い区間の取締りを効率的にしてみてもどうかとの御質問でございますけれども、取締り場所、路線等については、場所や時間によっても駐車違反は変更いたしますので、ある程度外殻的といいますか、運用上、少し幅を持たした指定をしておくのがいいのかなど。しかしながら、違反実態が多い場合等は、現場に出ています駐車監視員と連絡を密にして、より効果的、効率的な運用ができるように努めてまいりたいと思っております。今後とも、駐車実態が変わる都度に路線・区域を見直し、実態に応じた取締りができるようにしてまいりたいと考えております。

大西委員

最後に、今の質問に関連して、その他の交通規制について、1点だけ質問します。今、駐車監視員のガイドラインや制度等について、ここらで一度見直したらどうかと提案させていただきましたが、いろいろお聞きするところによると、交通規制についても一度見直したらいいものがあります。例えば、昔の話になりますが、バイク、またはシャコタンの車に乗って、女の子に声を掛けて連れていくといったハント族が横行した時代がありました。そのため、県警本部のほうで、徳島駅前や秋田町を中心とする繁華街の通りにつきまして、ハント族対策として、夜間の駐車禁止やその区間への深夜の通行禁止などを行い、違反したら引っ張っていくといったことを実施したわけです。最近、ハント族や暴走族が、徳島駅前や秋田町境界で騒々しく走り回ったといったニュースはありません。私もたまにしか駅前や秋田町に行きませんが、閑古鳥が鳴いている状況で、夜11時が過ぎたら、徳島駅前ではほとんど人が歩いていない状況ですので、現状と今の規制の状況とでは食い違っているところがあるのではないかと、もうハント族は居なくなると断定してもいいのではないかと思います。そのため、ハント族の規制を緩めてはどうかと。徳島駅前では、今度新しく南海ビルの跡地にホテルができる。また、サンルートやホテルクレメントホテルといった大きなホテルもあるにもかかわらず、11時が過ぎると店が閉まるということでは、泊まってくれた県外のお客さんも困ると思います。徳島県の地域経済発展のためにも、現

状と合わないような規制は見直すべきだと思いますが、いかがでございませうでしょうか。

広瀬交通部長

ハント族対策については、平成7、8年ごろ、徳島駅前等で暴走を繰り返していたことから、タクシー等の一部車両を除き、深夜時間帯の通行禁止規制を実施しているところがございますが、委員御指摘のとおり、ハント族の姿が消えている状況でございます。

また、駅前にマンション、ホテル等ができ、あるいは高速バスの発着場としても利用されているなど、交通環境が変わってきてますので、地域住民の意見等も聞きながら、交通規制の廃止を含めた交通規制の見直しを行いたいと思っております。

森本委員

先ほど、北島委員からお話ございましたが、ミニパトの居眠り運転について、人身事故につながらなくて本当によかったと思っております。私も庇うわけではございませんが、24時間勤務、特に夜中の12時を過ぎてからの仕事というのは本当に疲労がたまる。私も夜勤を何年かしたことがあります。12時を過ぎたら本当に疲れる。次の日にゆっくり寝たらいいと言いますが、朝に帰宅して、そのまますぐに寝ることはできない。若い年代は特にです。そういう意味でも、今の交番勤務は大変過酷です。翌日休みだから大丈夫というものではない。二人一組でパトロールしても相当過酷です。当然、今後、再発しないようにしなければならない。二人一組ということですので、疲れたときは疲れた、眠たいということをはっきりとパートナーに告げるように、臨機応変に体制を組むべきではないかと思えます。二人のうち、どちらが運転するのか決めているのですか。

鹿山首席監察官

勤務形態によって変わってきます。どちらが運転するというのは決めておりませんが、おおむね運転に慣れた者のほうがしているケースが多いようです。

森本委員

警察官だからパトカーの運転をしたことがない方は居ないわけで、こういうケースというのは、やはり臨機応変にしていきたい。例えば、私も家内と旅行したとき眠くなったりするわけで、しょっちゅう運転を交代しております。二人一組ですから、臨機応変に交代できるようなシステム、管理体制に今後供用していくべきではないかと思っております。皆さんは、幹部になって夜中の勤務から離れた方ばかりなのでわからないと思いますが、やはり12時を過ぎたら眠たくなる。特に、オリンピックを見ていたらわかると思いますが、3時や4時まで起きていたら、次の日の調子が悪い。仕事はもっと疲労がたまると思うので、今後、対策をとっていただきたいと思えます。

あと1点だけ、ちょうど1か月前、県警が全国に先駆けて、SNSを活用し、フェイスブックやツイッターで県警のコマーシャルをするといった記事が新聞に出ているのを拝見

しました。今現在、どんな形で運用しているのですか。

久次米警務部理事官

委員からお話がありましたように、本年の1月15日からフェイスブックとツイッター、さらに同月27日からLINEを利用した情報発信の運用を開始したところでございます。

県警では、これまでにマスメディアはじめ、県警ホームページ等、いろいろな各種媒体を活用した情報発信に取り組んできたわけですが、最近、特殊詐欺でありますとか、あるいは交通死亡事故、サイバー犯罪など、現下の犯罪情勢を踏まえまして、安全安心を誇れる徳島県の実現を図るために、高齢者をはじめとした多くの方々に、より効果的な情報発信を行う必要があるということで運用を開始したところでございます。そして、運用の状況でございますが、フェイスブックにつきましては、写真を活用しまして、年頭査閲式やテロ対策訓練の模様など、各種の警察活動を中心に発信しております。また、ツイッターとLINEにつきましては、犯罪や交通事故の防止に資する情報を中心に発信しているところでございます。

森本委員

私は、フェイスブックを非常に活用しているほうでございまして、いいねも300人くらいあるのですが、私のLINEに県警の話が全く入ってこない。私が見ている県警関係というのは、友達ですから、多田の卓ちゃんがラーメンを食べた話というのは連日のように出てくる。しかし、県警の話は全く出てこない。今のところ、意味をなしてないのではないかな。県の観光の担当が言ったことに対して腰を抜かしたことがある。いろいろな工夫をして、フェイスブックに書き込んでも、いいねが全くないと。この人は理屈がわかっていない。あなたは他人に対して、いいねをしたことがあるのかと聞きました。もちろんしてないわけで、友達もいない。多田の卓ちゃんなどは、フェイスブックを非常に活用しているから詳しいと思う。もう少し若い方で、個人的にたくさんしている方が居ると思うので、使い方を工夫していただきたい。余りにもお役所的な、県庁の職員が打ってるようなものでは、とてもではありませんが広がる可能性もない。フェイスブックの活用によって、コマercialを実施して、一気に盛り上がっている店が徳島県内でもたくさんある。ツイッターで有名なのは橋下大阪市長。彼が大人気だった時は、自分の意見を1日に20回から30回打っていたことがあって、非常に評判になりました。そういう意味で、久次米警務部理事官辺りがこれを考えても、多分駄目だと思う。現実には活用している人の意見を聞いて、どういう形でしていくかということが、本当に大きいと思います。当然、県警の活動内容、事件で誰を逮捕したといった記者クラブに発表するようなのはもちろんできませんが、啓発したいこと、今日から安全運動が始まったとか、阿波踊りに参加したとか、警察官の日常の身近な話なら構わない。だから、活用の仕方によったら警察への協力者も増えるし、事件発生の時、ツイッターで呼び掛けたら協力者も増えると思います。やはり、SNSの力というのは侮ってはならない。ある県議が炎上しましたが、警察のことですから、もち

ろん内容については慎重にされると思うので、今後、十二分に活用していただきたい。一番の基本というのは、やはり友達を増やすことです。警察としても友達申請を積極的にするべきだと思うし、友達の多い人に申請したら、そこからまた広がる。その人がいいねをしたら、それがまた画面に出てくる。例えば、事件に協力してほしいとか、必ず広報したいときにはシェアをする。広げるためには、このシェアというのが一番大事です。一つの書き込みが何万件にもなる時が多々ございます。多田の卓ちゃんがラーメン食べた話は、彼が一生懸命しているから、いつもいいねが70件くらいあって、コメントもある。多田の卓ちゃんの友達になっている人というのは、徳島県警を身近に、親しく感じているわけです。そういう意味でも、より研究をされて、する以上は本格的にしていってほしいとお願いをして、終わります。

藤田元治委員長

小休します。（11時59分）

藤田元治委員長

再開いたします。（13時04分）

喜多委員

午前中に説明がありました訴えの提起について、質問をいたします。説明では、海部郡の国道55号において、乗用車と白バイが事故したということで、当初の言い分等が変わってきたとのことですが、白バイが走っているところに乗用車が飛び出してきたという話がありました。当時の状況の説明がありましたが、金額も200万円と、すごく大きな額であります。白バイの乗務員に怪我も無かったということで、本当に良かったと思えました。

パトカーの場合、あまり人身事故というのは少ないと思うのですが、逆に白バイの場合、普通車の運転と違って体一つですので、今後とも気をつけてほしいと。やはり運転手の命が一番大切だと思っております。そして、今の説明では、事故の示談に応じないとの話でしたが、どういう状況であったのか、お尋ねいたします。

鹿山首席監察官

事故の概要、また、示談交渉の状況について、説明させていただきます。

事故の状況でございますが、事故現場は片側一車線の国道で、白バイの進路からは緩やかな左カーブになっていました。白バイから向かって道路の左側には、奥行き10メートル、長さ200メートルの路外待避場がありましたが、待避場の手前には雑木林があって、白バイからは見通しの悪い状況となっております。事故当時の説明では、相手方は国道を日和佐方面から阿南方面、ですから南から北に向けて進行、道路反対側にある先ほど言った待避場のほうに入って、走行しながら東側にある川の増水状況を確認した後、自分の畑へ行くこうして国道を横断した際、白バイと衝突したという説明をしていました。ただ、後ほ

どになって、相手方は国道を走行して脇道に左折しようとしたところ、対向してきた白バイが中央車線をはみ出してきて衝突したと、当初とは全く異なる説明をしている状態でございます。白バイ隊員の怪我については、白バイ隊員がとっさに運転技術を駆使して避け、自分から倒れたということで、人身には至っていない状態でした。保険会社との交渉状況でございますが、県警は当初から相手方の代理人である保険会社を通じて示談をしておりました。保険会社も現場の状況や県警の説明に理解を示してくれていましたが、相手方御本人が当初と違う主張をしばじめると、保険会社の説得にも応じる気配は全く見せなかったということです。保険会社としては、御本人の意向を無視してまで示談はできないということで、保険の支払には県警からの訴訟しかないと申し立てている現状でございます。

喜多委員

最近、小さい事故でも大きい事故でも示談付きの保険というのがありまして、当事者を抜いた状態で保険会社同士が話をし、解決できるというのがほとんどではないかと思えます。今回の場合、供述が変わってきたということで、保険会社も含めて本当に大変だろうと思えます。繰り返しになりますが、白バイの人に怪我がなくて本当に良かったと思えます。供述が違っているということで、第三者の検証というか、白バイの言い分をどのように立証していくのか、お尋ねをしたいと思います。

鹿山首席監察官

本件現場につきましては、事故ということで、所轄警察署が見分等をしております。その時、衝突直後の現場写真等を撮っておりまして、その痕跡等から立証は十分できると確信しております。

喜多委員

今、説明がありましたように、事故の検証をされて、きちんと立証もされると思しますので、これから裁判になろうと思えますが、金額の大小にかかわらず、きちんと対応してほしいと思えます。

次に、1月5日に新免許センターを視察させていただきました。旧徳島空港の建物を活かした立派な新免許センターだと思います。地元ということもあって、北島委員は非常に力を入れましたけれども、本当に広々として、動線も考えて、1階でほとんどの事務ができるといった至れり尽くせりの免許センターということで、全国に誇れるのではないかと思います。徳島市内の人にとっては少し遠くなりましたが、全体的には便利になって良かったと思えます。大きな利点の一つとして、前の場所では駐車できない車が多かったのですが、今度の場所は広すぎるくらいの駐車場で、皆が安心して停めれるし、満車になることは余りないと思っております。施設ができて、本当に良かったと思えました。1月5日だったので、ちょうど1か月余りが過ぎました。この間の新聞報道では、利用者がすごく増えたとありました。更新者の数について、改めてお聞きしたいと思います。

広瀬交通部長

お答えいたします。新運転免許センターにおける免許更新者数につきましては、開業日の1月5日から31日までの間に、7,390人が更新等を行いました。昨年1月と比較いたしますと、プラス1,706人ということでした。

喜多委員

県下全体にとりましては、便利になった方が多いということで、繰り返しになりますが、本当に良かったと思っております。当初、ゴールド以外の人は警察署ということでしたが、ゴールド以外の人でも新免許センターで更新手続きができることになっているようです。実際、遠方の方が新免許センターで受けた数については、どのようになっていますか。

広瀬交通部長

従来の規定では、委員御指摘のとおり、免許センターにおいて即日交付が受けられない方が、新免許センターの運用後、更新エリアを拡大した結果、新たに更新できるようになったということで、その人数についてのお尋ねだと思います。

徳島東・西・北・鳴門警察署管内に住所がある方以外の11警察署管内に住所がある方の更新者数は2,077人でした。そのうち、ゴールド免許でない方、優良運転者でない方の更新者数は1,170人でした。ゴールド免許の方が907人ということになります。

多くの方が、新免許センターにおいて免許更新することを希望して来所されていることがよくわかります。

喜多委員

ゴールド以外の方も対象にということで、これからも頑張っていきたいと思っております。

また、開所の時、構内や試験コースを車で案内していただきました。信号機については、停電した場合でもソーラーで発電して使用できるなど、いろいろ便利な面がありましたが、入って右側のところに自転車の講習コースみたいなものがあって、至れり尽くせりだと思いました。4月から自転車は左側通行に規制されますが、交通事故が多い中で、新免許センターは免許の更新だけでなく、交通安全にも取り組むとおっしゃっていましたが、どのように有効に活用されていくのか、お尋ねをしたいと思います。

広瀬交通部長

新免許センターには、自転車専用コースや実際の交通環境に即した試験コースを備えておりますので、交通安全教育の拠点として、有効に活用することとしております。

まず、自転車専用コースにつきましては、子どもや高齢者を対象に、参加・体験できる交通安全教育を推進いたしたいと考えております。具体的には、3月から小学生に対する

免許センターの見学と自転車の体験講習会などを計画しているところでございます。

また、高齢ドライバーに対する交通事故防止対策は重要でございますので、70歳以上の運転者を対象に、試験コースにおいて運転技能診断を実施することとしております。これは、試験用自動車を使用しまして、実際に運転体験をしていただき、試験官が具体的なアドバイスを行うものでございます。

そのほか、事業者のドライバー等を対象とした安全運転講習会の開催や運転シミュレーター機器などを使用した運転適性検査を実施してまいりたいと考えております。

喜多委員

交通死亡事故も10年前は80人くらいだったと思いますが、10年間ずっと努力していただいたことによって、毎年だんだん下がり、去年は半分の40人を切った。しかし、最近は少し増えているようで、40何人ということでありました。人の命ほど大切なものはないと思います。その一番大切な命を皆さん方の手によって一人でも減るように、これからも新免許センターの活用も含め、頑張っていたいただきたいと思います。

元木委員

冒頭、国民の信頼と期待に応える強い警察の確立に向けた取組の推進、また、時代の変化に対応する警察の構築といった御説明を頂いた中で、振り込め詐欺の問題にも取り組んでいただくといったお話がありました。これに関しまして、ちょうど県議会のほうでも振り込め詐欺、いわゆる「詐欺でないで条例」ということで、条例を議員提案しているところでございます。簡単に質問させていただけたらと思います。御案内のとおり、去年の県内の被害額が5億4,000万円ということで、過去最高額となったということは新聞報道等によって認識しているところでございます。県民の中には心配されている方がいて、なお一層の取組を進めてほしいといった声もお伺いしているところでございます。そういう中で、県警察におかれましても一層の取組の強化ということで、詐欺被害防止啓発活動ですか、いろんな取組をされていると思いますけれども、まず、現在の被害の特徴とか、手口別の被害状況等について、おわかりになる範囲で教えていただけたらと思います。

小倉生活安全部長

特殊詐欺関係の被害状況等についての御質問でございます。

去年の特殊詐欺の被害につきましては、オレオレ詐欺をはじめとします振り込め詐欺が10件で、被害額が約4,622万円でございます。未公開株や社債購入を名目とします詐欺をはじめとする振り込め類似詐欺の被害が29件、被害額が約4億9,384万円ございました。合計しますと39件で、被害額が約5億4,006万円となっております。これは、前年比で比較いたしますと、件数は9件減少いたしました。被害額は約3億3,118万円の増加となっております。大変厳しい情勢にあると認識いたしております。また、特徴といたしましては、高齢者の方の被害割合が高く、全体の約7割を占めているといった状況でござ

ございます。

元木委員

高齢者の方が中心で、金額もどんどん上がっているといった話でございました。近年は、商品取引の関係で、健康食品などを請求書と一緒に送り付け、振り込ませるといった形態も増えているとお伺いしております。おっしゃったように、1人暮らしの高齢者の方ですと、丁寧な言葉の電話をもらおうと不安な気持ちも和らぐということで、話に乗ってしまい、大きな損害を被る結果になると聞いております。また、投資の話で、事業に投資したらこれだけのもうけを保証しますと、契約書にも載っていない話を口頭で言われ、その話を鵜呑みにしてしまうという中で、かなりの額の損害を被った方の話もお伺いをしているところでございます。その中で、こういった被害に遭われる方を少しでも減らすために、新年度予算においてどういった工夫をされて、取り組もうとしているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

小倉生活安全部長

被害防止に向けました取組等についての御質問でございます。

県警察といたしましては、特殊詐欺の抑止対策につきまして、金融機関等関係機関・団体との連携、また、高齢者に対する被害防止のための情報発信活動、高齢者の子ども・孫世代等に対します家族の絆の醸成による被害に遭わない環境づくりの呼び掛け、さらに、犯行ツール対策の徹底を中心に取り組んでいるところでございます。具体的な取組といたしましては、ソーシャルネットワーキングサービスなど、あらゆる広報媒体を活用した被害防止のための注意喚起、また、年金支給日を中心としましたATM周辺警戒や利用者への声掛けの実施、会合や研修会の場を活用した被害防止講習会や寸劇による注意喚起、振り込め詐欺等の捜査の過程で入手した資料を活用した名簿搭載者に対します個別面接による注意喚起、防犯ボランティア等と連携しました独居高齢者方への訪問活動による注意喚起、さらに、犯行ツール対策としましては、犯罪に利用されました口座の凍結依頼、そして、携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、転送電話サービス、郵便物の受取サービス等に係る契約の解約依頼等の対策に取り組んでいるところでございます。県警察といたしましては、引き続き、特殊詐欺予防対策の効果が県民の隅々まで浸透しますよう、具体的にわかりやすい情報発信に努めてまいり所存でございます。

元木委員

ソーシャルネットワークの活用ということで、先ほども御議論があったわけでございます。是非、フェイスブックやツイッターといったあらゆるツールを活用して、一般県民の方への啓発が少しでも広がるようお願いしたいと思います。加えまして、できましたら県警察のホームページ等に詳細な情報を提供していただいで、実際の被害状況を多くの方に知らせていただきたいと思っております。

ただ、一方におきまして、デジタル・ディバイドということで、こういったネットワークを使う人と使わない人がおいでまして、高齢者の方、特に年配の1人暮らしの方などは、そういったことに不得手な方も多いと思います。

そういう方につきましては、例えば、テレビや新聞等の媒体も有効かと思えますし、警察自らが啓発活動をして、地域の方々にお伝えする場も設けていただきたいと思いますところでございます。先ほどのお話では、金融機関と連携されているということで、大変素晴らしい取組を進めていただいているわけですが、こういった詐欺の案件というのは、消費者協会や地元市町村、あるいは老人クラブ等の関係諸団体が一緒になって取り組まなければ、本当の意味での効果は出ない部分もあろうかと思えます。そういう意味におきまして、県においても消費者協会や消費者大学校、あるいは大学院の中において若干触れていただいているわけですが、私の地元の県西部、あるいは県南部のような比較的人口の少ない地域においては、そういった充実したメニューの口座も受けられないような声も聞いております。そういう中で、県の消費者協会等の各種団体とどういった連携をとるおつもりなのか、また、少子高齢化が進む過疎地や郡部において、どういった啓発活動を展開していかれるのか、お伺いしたいと思います。

小倉生活安全部長

まず、関係機関団体との連携に関する御質問でございます。

特殊詐欺の被害を防止するための対策としまして、委員御指摘のとおり、水際対策が重要でありまして、関係機関・団体との連携が不可欠であると考えております。とりわけ、被害金の振込や引き出しに利用されております金融機関との連携は極めて重要でございますので、徳島県の銀行協会及び日本郵便株式会社四国支社との連携を図りまして、各種対策に取り組んでおります。具体的には、不審な振込等があった場合の警察への通報依頼とか、金融機関におけます顧客への声掛け訓練の実施等でございます。その他、宅配便業者とは、現金在中の疑い等、不審な送付物があった場合の警察への通報等を内容とする協定の締結を図っているところでございます。知事部局とは、県民くらし安全局と連携した防犯講習の実施等、被害防止のための啓発活動を進めているところでございます。また、先ほど委員から御提案がございました徳島県消費者協会とは、これまで悪質商法に关します相談を中心に情報交換をするなど、連携を図っているところでございますが、御指摘の特殊詐欺の被害防止に関しても、今後、必要に応じて連携を図っていきたく考えております。

続きまして、郡部における被害防止対策の御質問でございます。

委員御指摘のとおり、特殊詐欺の被害は、都市部に限らず、郡部を含めた県内全域において発生しているところでございまして、郡部においても被害防止対策を進めることが重要であると考えております。県警察としましては、各警察署単位、あるいは警察本部と警察署が連携するなどしまして、県内全域における防止対策を進めております。例えば、県西部の三好警察署におきましては、高齢者を対象にした被害防止講習会や若手職員により

ます寸劇による被害防止といったものを実施しておりますほか、今年1月には阿波池田郵便局と連携いたしまして、特殊詐欺被害防止専用の年賀はがきを管内の高齢者宅を中心に配付するなど、郡部においても創意工夫を凝らした被害防止活動に努めているところでございます。県警といたしましては、県民の特殊詐欺の被害を無くしていくため、引き続き、地域の方の意見、要望を踏まえまして、より効果的な防止活動を県内全域において展開してまいり所存でございます。

元木委員

是非、関係部局と効果的な連携を図りながら、少しでも被害を防止するよう、新年度におきましても継続して取り組んでいただきたいと思います。

岡田副委員長

先ほどのハント族についての要望です。実際、駅前で見かけることは少なくなりましたが、阿波踊り期間中は例外で、県内では走っていないような特殊で、大きな車が走っていました。先ほど御答弁にもありましたが、地域の方と一緒に状況を調べて、季節によっては通行規制を解除することも有効だと思いますので、御検討頂きたい。よろしく願います。

もう一点、先ほどのオレオレ詐欺の話ですが、先だっのテレビ番組を見ておると、嘘を付いてまでもお金を送金したということがありました。金融機関の人がおかしいと思ひ、根掘り葉掘り聞いたのですが、私は車を買うからと、被害に遭った方が嘘を付いてお金を下ろして、そのお金を詐欺師に渡したそうです。実際の顔を隠しての報道番組だったので、嘘ではないと思ひます。そういった事案もありますので、金融機関の方との連携も必要ですが、もう一つは、留守番電話機能を活用して、必ず録音すると。逆に言うと、電話で掛かってくるのなら、警察側としても電話で防げる対応策を提案して、各電話会社や関係機関と連携をとっていただきたい。また、心理的に迫ってくる、マインドコントロール状態に陥る被害者の心の闇を突いてくるわけですから、先ほどの御答弁にもありましたが、元木委員もおっしゃっていましたが、その隙間を防げるような対策を持っていないと、この5億円の被害というのは減っていかないと思ひます。やはり被害に遭った方のお話を詳しく聞いていただいたり、ハード面で対応できることはハード面で、電話の録音をしましょうといった呼び掛けかけをするなど、いろいろ地域によって対応策があると思ひますので、是非、一步踏み込んだ細かい情報を発信していただければと思ひます。こちらのほうも要望させていただきます。よろしく願います。

次に、1月7日に神奈川県で発生した犯人が逃走したという事案ですが、それに関して少し疑問に思ったので、護送時の逃走防止について質問させていただきます。この件では、警察官が裁判官との閲見中だったということで、警察官が1人だったという報道がありました。その時に2人居れば、確実に犯人を逃がさずに捕らえることができたのではないかとと思ひました。本当に警察の方の人手が足りないということが問題ではないのかと感じま

したので、少し心配しているところです。

もう一つ、取り調べるための留置所の施設は小さな部屋で、下まで逃げれるような状況ですが、護送する場合の逃走防止対策について、まずは伺いたします。

鹿山首席監察官

護送の関係について、お答えいたします。

刑事警察につきましては、事案の真相を明らかにするため、法律に基づきまして被疑者を逮捕して、勾留しております。このため、警察としては、勾留された被疑者の人権の配慮はもとより、逃走防止に関しては最善の注意を払っているところでございます。護送というのは、検事調べや公判で被留置者の身柄を検察庁や裁判所に移動させる業務でございます。通常、1人の被留置者に対し、運転員を含めた3名の護送員、警察官が従事して実施しております。護送時の逃走防止対策としては、手錠や腰縄をすること、もしくは護送員となる警察官2名が被留置者を挟み込んで動静監視をすることなどを基本としておりまして、護送に使う車に関しましては、基本的にはワゴン型の護送専用車を使用しております。ドアは片側のみで、窓には格子の設備があって、逃走防止に配慮した車両となっております。以上のような状況で逃走防止を図っておりますが、さきの事例については、他官庁である検察庁の内部の出来事でございます。

岡田副委員長

検察の話だったのですが、その時に警察官が1人だったということで、護送時に2人の警察官を配置しているのです、その人を護送先にでも待機させたらと思いました。実際、6階から1階へ逃走する時間を与えてしまったわけで、その時に館内に非常ベルや非常ランプを設置していたら、館内で取り押さえることができたのではないかと思います。緊急事態が発生した時の対応策はどうなっていますか。

鹿山首席監察官

各警察署におきましては、留置場や取調室、面会室がありますので、各警察署における逃走時の対応について、お答えさせていただきます。

警察署におきましては、災害を含む緊急時に備えた留置施設非常計画を作成し、同計画に基づきまして逃走防止訓練を定期的実施しております。日頃から署員の配置や役割を確認しております。また、警察署での取調べにおきましては、捜査員等が2名以上で対応し、逃走防止に努めているところでございます。仮にですが、警察署内で逃走事案が発生した場合、先ほど委員がおっしゃったとおり、非常ベルが吹鳴されます。直ちに全署員が配置に就いて、被留置者が庁舎外に出る前に確保することを基本としております。ただ、万が一、庁舎外に逃走した場合ですが、素早く地域住民に知らせ、本部通信指令室から全署及び隣接県に対して緊急配備が発令され、早期に身柄を確保するよう対応することとされています。

岡田副委員長

まずは、庁舎内で確保する訓練をしていただきたいと思います。今回、東署の基本構想計画が上がっていますが、勾留してる方が逃げられない体制については、人権云々という部分も加味されるとは思いますが、格子や扉など、嚴重な建物にすれば安全であると思うのであれば、是非、東署の基本構想の中にも入れていただきたいと思います。東署は、かなり老朽化していますし、中の設備についても取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、今回の神奈川県における犯罪で、犯人が女性を車に連れ込んで暴行し、金銭を奪ったと。近隣住民にとっては恐怖感と不安感でいっぱい、近くの子供たちは集団登下校や休校にするなど、いろんな対応をされたとのこと。絶対捕まえてくれると信じていましたが、捕まるまでの間、犯人がどこにいるのかわからないし、家に押し込んでくるかもしれないといった不安がありました。特に、東署の場合、多分、徳島市内の真ん中に移転すると思いますので、是非、その部分も考慮していただき、逆に警察があるから安心ですといったPRができるように、ハード面の設備も備えてほしいと思いますが、その件についてはいかがでしょうか。

竹内会計課長

徳島東警察署庁舎の整備に向けまして、今年度は他県警察において新たに整備されました庁舎を視察しているところでありまして、これまで8施設の視察を終えたところであります。来年度は基本構想を策定することとしておりまして、この基本構想の策定に際しまして、留置施設の整備につきましては、人権上の配慮、捜査部門との分離、災害等における対応、逃走防止など、様々な観点から検討いたします。また、留置施設のみならず、取調室をはじめまして、施設全体の設備や構造、配置につきましても被疑者の逃走防止、庁舎のセキュリティ確保などの観点から総合的に検討してまいりたいと考えております。

岡田副委員長

よろしく願いいたします。そして、住民にとって安全・安心の徳島県であるように、是非、ハードもソフトも備えていただきたいと思います要望して、終わります。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時32分）